

避難者に対する支援について

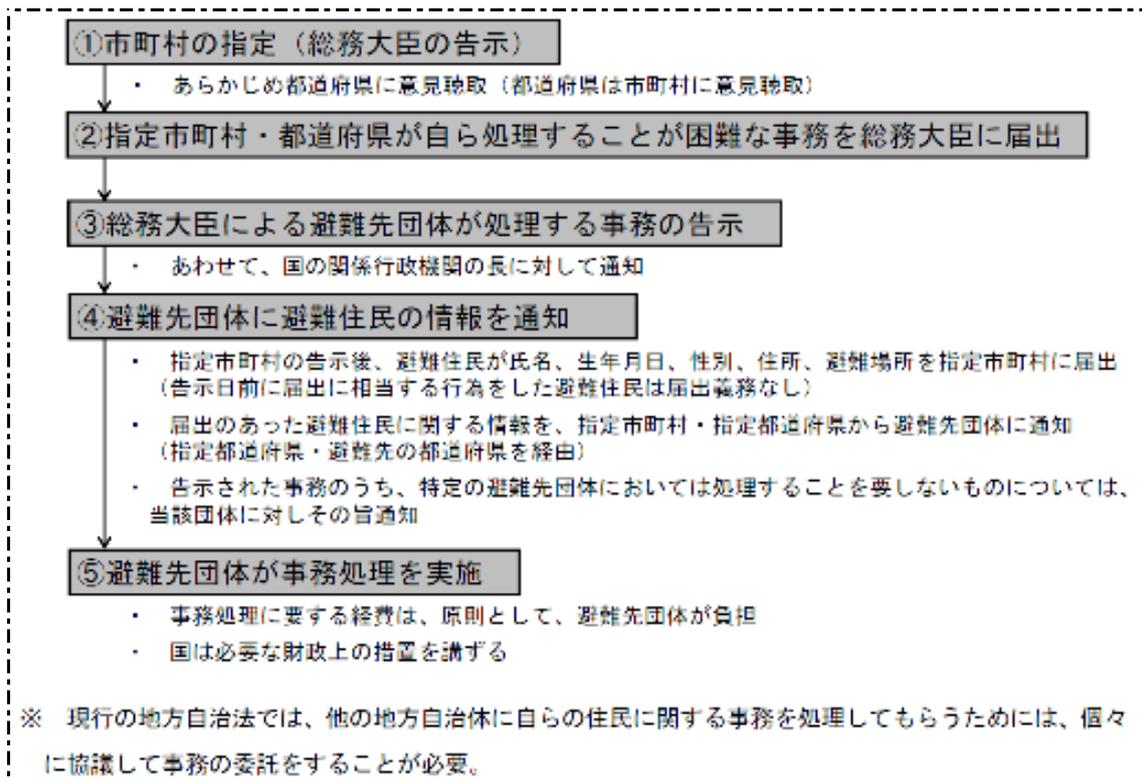
1 避難者の状況

8月19日現在、避難者数は24世帯47名となっており、6月7日時点から3世帯8名増となっている。

ただし、6月7日以降に新たに本市に避難してきた人は、1世帯1名のみで、そのほかの2世帯7名は、3月または4月から本市に滞在していた避難者が登録手続きを行ったものである。

2 避難者への行政サービスの提供について

- ・従来から生活保護、国保、保育、子育て支援（手当て・医療）などの福祉サービスや就学支援等については、各省庁の通知により各種制度の弾力的運用を図ってきた。
- ・本年8月5日、避難者に対する行政サービスの提供について、「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律」が制定されたことにより、避難先自治体が避難者に対して適切に行政サービスを提供する仕組みが整えられた。（下図参照）



3 避難者への住宅支援について

- ・本市では、震災直後から市民からの申し出により、避難者用住宅として提供できる物件の情報収集と避難者への情報提供を行ってきた。
- ・5月以降は、避難者からの住宅に関する問合せはほとんどない状態が続いている。

- ・ 7月、かねてから県で検討されていた、民間賃貸住宅を県が借り上げて被災者に提供する制度の運用が始まり、8月1日から募集を開始している。

[県の民間住宅借上制度]

対象者	震災により住居を失った方で、長期間住居に戻れないことが見込まれる方 長期避難区域の指定や二次災害の恐れなどにより、長期間住居に戻れない方 原発事故の影響で福島県内から自主的に避難された方
対象物件	S56以降の新耐震基準に適合し、貸主と仲介業者の了承が得られている住宅 家賃が、単身世帯は6万円、2人以上の世帯は9万円以下の住宅
家賃以外の経費	共益費、管理費、駐車場料金は2万を限度に県負担 敷金（家賃2か月分）、仲介手数料（同0.5ヶ月分）は県負担

4 支援策の検討

- ・ 4月の商工会議所及び宅建協会からの緊急提言や市からの回答を踏まえ、6月に関係課により今後の避難者支援について協議を行った。
- ・ その際、避難者支援に対する基本的な考え方を次の3点とした。
 - ① 『いのちを守る』観点からの緊急的な支援
 - ② 転入届の有無にかかわらず行政サービスの提供
 - ③ いずれも23年度末を概ねの目途とすること
- ・ 福祉や教育については、各種制度の弾力的運用により各所管で対応できていたことから、本市としての新たな対応は不要であるとし、このほかに想定できる本市独自の支援策として住宅家賃補助、生活支援金、上下水道料金減免について検討した。

5 今後の支援について

- ・ 避難者への行政サービスの提供や住宅の提供について、国や県レベルで対応する仕組みがようやく整ったことにより、避難者のセーフティネットは確保されている。
- ・ また、本市への避難者数の推移や問合せ件数の現状から、現地の状況が変わらない限り、急激に本市への避難者が増えることは想定しにくい。
- ・ このような状況から、本市独自の住宅家賃補助や生活支援金等の支援策を講ずる必要性は低くなっているため、現時点での実施は見合わせ、今後、現地のニーズや避難状況等が大きく変化した時点で、いのちを守る小田原推進会議（被災地・被災者支援部会）で必要な対応を改めて検討していくこととする。